

# 秘密保持契約書

公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という）とは、次期基幹系ネットワーク機器等更新検討にかかる情報提供依頼（以下「本目的」という）のために、甲から開示される情報の秘密保持に関し、以下のとおり合意いたします。

## 第1条（秘密情報）

1. 本契約において秘密情報とは、甲が本目的のために以下の各号の方法で開示するすべての情報とします。
  - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示する方法
  - (2) 秘密である旨を明示して口頭またはデモンストレーション等により開示する方法であって、開示後15日以内に開示した情報を書面にて乙に提示するもの
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。
  - (1) 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後乙の責によらずして公知となったもの
  - (2) 開示の時点ですでに乙が保有しているもの
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく乙が正当に入手したもの
  - (4) 開示された情報によらずして、乙が独自に開発したもの

## 第2条（秘密保持）

1. 乙は、甲から開示された秘密情報の秘密を保持し、本目的のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、乙は、秘密情報の開示のために甲から受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
2. 前項にかかわらず、以下の各号の場合は、乙は、甲の秘密情報および秘密資料を第三者に開示、提供できるものとします。
  - (1) 乙が、本契約と同等の義務を書面で課して、本目的にかかわる作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合。ただし、この場合、乙は事前に甲に通知し承諾を得るものとします。
  - (2) 法令により開示を強制されたときに、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえで、開示、提供する場合

## 第3条（使用目的）

乙は、甲から開示された秘密情報を、本目的のためにのみ限定して使用するものとし、その他の目的に使用しないものとします。

## 第4条（秘密資料の複製）

乙は、本目的のために必要な範囲で、甲の秘密資料を複製できるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下「複製物」という）についても、本契約の秘密資料に関する定めが適用されるものとします。

## 第5条（個人情報の取扱い）

個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいう）で、その旨明示のうえ開示された情報、および当該個人情報の開示のために受領した資料（第2条の資料と同種のをいう）については、それぞれ本契約における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。

## 第6条（秘密資料の返却）

乙は、甲から要求があった時には、本目的で受領した秘密資料を甲に返却、または破棄もしくは消去するものとし、また第 4 条に基づいて作成した複製物を破棄もしくは消去するものとなります。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、第 2 条に定める秘密保持義務は、有効に存続するものとしします。

#### **第 7 条（関係者への遵守徹底）**

乙は、甲の秘密情報を知ることとなる自己の役員および従業員に、本契約の内容を遵守させるものとしします。

#### **第 8 条（秘密保持期間）**

第 2 条第 1 項に定める義務は、本目的の達成、終了後もなお有効に存続するものとしします。

#### **第 9 条（協議）**

本契約に定めのない事項に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとしします。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成して、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとしします。

令和 7 年 月 日

甲 愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1  
公立大学法人名古屋市立大学  
理事長 郡 健二郎

乙